## 総社市告示第82号

総社市企業立地促進奨励金交付要綱(平成20年総社市告示20号)の一部を次のように改正する。

平成27年6月19日

## 総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移 動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」 という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中 下線が引かれた部分(項の表示及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正 後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

V - X - 9(11) - 199 + 21X - X 3 (1 - 1 ///// 3 1// 4 0/ 2/X 2 V - 9(11)	
改 正 後	改 正 前
(用語の定義) 第2条 この要綱において,次の各号に掲げる用語の意義は,それぞれ当該 各号に定めるところによる。 (1)~(4) 略	(用語の定義) 第2条 この要綱において,次の各号に掲げる用語の意義は,それぞれ当該 各号に定めるところによる。 (1)~(4) 略

- (5)製造工場 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)分 類表中大分類E-製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をい う。
- (6) 略

(奨励金)

第3条 市長は、市内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の 拡大を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため、市内の土地を取 得し、又は賃貸し、製造工場、研究所等(以下「工場等」という。)を建 設(新設又は増設をいう。以下同じ。)し、操業を開始した企業に対して、

- (5) 先端技術工場 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第44条 の2第1項に規定する高度技術工業として大蔵省が行った告示(昭和5 9年大蔵省告示第41号) 別表の番号の1から20までに掲げる製造業 の用に供する工場をいう。
- (6)一般製造工場 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号) 分類表中大分類E-製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場を いう。

(7) 略

(奨励金)

第3条 市長は、市内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の 拡大を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため、市内の土地を取 得し、又は賃貸し、先端技術工場、一般製造工場、研究所等(以下「工場 等」という。)を建設(新設又は増設をいう。以下同じ。)し、操業を開

改 正 後 予算の範囲内で奨励金を交付する。					改 正 前					
					始した企業に対して、予算の範囲内で奨励金を交付する。					
別表第1(	第4条関	<u> </u>		別表	第1(	<u>第4条関係)</u>				
区分 製造工場 研究所等 要件		要作	区分	先端技術工場	, –	一般製造工場	研究所等			
建設に着 新設 次に掲げる土地へ当該土地取得後3年以内に建設に 着手するとき。 (1)新設のために取得した土地 (2)前号の土地に隣接する公的団地用地 増設 次に掲げる土地へ新たに工場等を建設する場合で、新設のために取得した土地を取得後10年以内に建設に 着手するとき。 (1)既存の工場等の敷地 (2)前号の土地に隣接する民有地			事 期	建設に着 新設 土地取得後3年以内に建設に着手 手する時 増設						
公 面積 1,000平方メートル以上   的 団 地 用 地 用 地 地 円 地 円 地 円 地 円 地 円 地 円 地 円 地				公的団地用地	面積	1,000平方メートル以上				
	3,000¬	Z方メートル以上	2,000平方メートル以上	民有	面積	2,000平方メート 以上	·ル 3,00 以上	00平方メートル	2,000平方メート/ 以上	
地固定	中小企	2億円以上 業 1億円以上	大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上	地	固定 資産 投額	大企業 5億円以 中小企業 2億円 上	上 大企	企業 2億円以上 心企業 1億円以	大企業 2億円以_	
新規 常用 雇用	中小企	30人以上 業 10人以上	大企業 10人以上 中小企業 5人以上		新規 常用 雇用	大企業 30人以 中小企業 10人		è業 30人以上 卜企業 10人以上	大企業 10人以上 中小企業 5人以_	
刊表第2(	(第 5 条関	<b>月</b> 係)		別表	第2(	第5条関係)				
種 類 設備奨励金 土地奨励金 雇用促進奨励金					種	類 設備	奨励金	土地奨励金	雇用促進奨励金	

	改正	後			改正	前	
略				略			
奨励金額	家屋 <u>及び償却</u> <u>資産</u> に係る固定 資産評価額に下 欄の交付率を乗 じて得た額	下欄の交付率を	新規常用雇用 者(市内在住に 限る。)1人あた り下欄の金額を 乗じて得た額	奨励金額	家屋に係る固 定資産評価額に 下欄の交付率を 乗じて得た額	土地に係る固 定資産評価額に 下欄の交付率を 乗じて得た額	
略				略			

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、施行日以降に立地協定又は土地売買契約若しくは賃貸借契約を締結したものから適用する。